



2022年9月8日

各 位

会 社 名 Shinwa Wise Holdings 株式会社
代表者名 代表取締役社長 倉田 陽一郎
(東証スタンダード市場・コード2437)
問合せ先 取 締 役 岡崎 奈美子
電話番号 03-5537-8024
(<http://www.shinwa-wise.com>)

当社の連結子会社の控訴審判決に関するお知らせ

2022年3月31日「当社の連結子会社に対する訴訟の判決・控訴の提起・特別損失の計上に関するお知らせ」でお知らせしたとおり、当社の連結子会社 Shinwa Auction 株式会社(以下、「当社子会社」といいます。)は、当社子会社の元役員から提起された訴訟(以下、「本件訴訟」といいます。)について、控訴を提起しておりましたが、2022年9月7日東京高等裁判所により判決が言い渡され、本日、判決文を当社代理人経由で受領しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 判決のあった年月日及び裁判所

- (1) 判決日 :2022年9月7日
- (2) 裁判所名 :東京高等裁判所

2. 被控訴人(第一審原告)

氏名:石井一輝
住所:埼玉県さいたま市

3. 訴訟の提起から控訴審判決に至った経緯

当社子会社の元取締役であった被控訴人(第一審原告)が、正当な理由なく取締役を解任されたとして、残任期中の報酬相当額から既払額を控除した残額及び遅延損害金の支払いを求め訴訟を提起し、2022年3月14日に、東京地方裁判所において、当社子会社に対して損害賠償を命じる判決が言い渡されました。なお、第一審判決の内容は、2022年3月31日「当社の連結子会社に対する訴訟の判決・控訴の提起・特別損失の計上に関するお知らせ」に記載の通りです。

当社子会社は、この判決を不服として2022年3月15日に控訴しましたが、控訴審において、解任前後における被控訴人(第一審原告)の行動等、当社子会社の主張が一部認められたものの、東京高等裁判所は、第一審判決の結論を維持し、当社子会社の控訴は棄却されました。

4.控訴審判決の内容

- (1)本件控訴を棄却する。
- (2)控訴費用は控訴人の負担とする。

5.今後の見通し

控訴審判決においては、当社子会社の主張が一部認められたものの、結論として当社の主張が

認められなかったことは大変遺憾に存じます。今後の対応については、判決の内容を精査し、訴訟代理人とも協議の上、決定いたします。

本件につきましては、訴訟損失引当金繰入額として 1,712 万円を特別損失に計上済みであり、この判決が当社および当社子会社の業績に与える影響は軽微と考えております。

なお、今後、開示すべき事項が発生した場合には、速やかにお知らせいたします。

以上